

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 12 日

各県市大気環境行政主管部（局）御中

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

**令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により発生した災害廃棄物の処理等
に係る石綿飛散防止対策について（周知）**

日頃より大気環境行政の推進について御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

水害により建築物等が流失・破損等した場合には、吹付け石綿や石綿含有断熱材などのような発じん性の高い建材が使用されている可能性があるため、石綿が飛散するおそれがあります。

各県市におかれましては、特に下記の点に御留意いただき、石綿の飛散・ばく露防止について、適切に実施していただきますよう、よろしくお願いします。

なお、当課では「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(令和 5 年 4 月改訂。以下「マニュアル」という。)を作成していますので、御活用ください。

記

○ 災害発生時の応急対応（マニュアル第 3 章）

応急対応としての石綿露出等の把握、飛散・ばく露防止の応急措置が必要となる可能性があること、また、石綿によるばく露を防止するため、適切な防じんマスクの着用、散水の実施が必要となることに御留意ください。

○ 環境モニタリング（マニュアル第 4 章）

住民の不安の解消や建築物等の解体及び廃棄物処理における適切な石綿飛散防止措置を促す観点からも、定期的なモニタリングの実施が求められることから、自治体等によるモニタリング等を検討ください。

○ 解体等工事における石綿の飛散防止（マニュアル第 7 章）

今後、被害を受けた建築物等の解体等工事が本格化すると考えられます。石綿飛散防止のため、建築物等の応急危険度判定の結果などを参考に、立入り可能な場合は平常時と同様に事前調査を行い特定建築材料からの飛散防止措置を講ずること、また、立入不可の場合は散水等による「注意解体」の飛散防止措置を講ずることについて、解体等工事の受注者等に対し、適切に御指導いただきますようお願いいたします。

○ 地方公共団体による一時保管（マニュアル第 9 章）

解体等工事の増加に伴い廃棄物が発生しますが、解体等工事の現場において、石綿を含まない廃棄物、石綿含有廃棄物、廃石綿等に区分し、適切に保管・処理を行うようお願いいたします。

※災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（令和 5 年 4 月）

http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

環境省水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室
担当：中澤、原野
TEL:03-5521-8293（直通）
E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp